障害福祉認定給付課からのお知らせ【その2】

障害福祉認定給付課

1. 障害福祉サービス等請求事務に係るお問い合わせについて

▶ 請求内容の審査スケジュール

請求月 1日~10日頃 国保連合会での請求受付・仮審査期間

11日~20日頃 国保連合会での一次審査期間

20日~25日頃 市町村での二次審査期間

【例】

	11/1~11/10	11/11~11/25	11/25~11/30	12/1~
11月請求 (~10月提供分)	× 請求受付・仮 審査期間	× 一次・二次審 査期間	△ 通知前	通知済

※請求月の25日頃までは審査が確定しておりません

- ▶ 請求月中におけるエラー内容及び警告内容の確認については、請求に誤りがなかったか否かの、自主点検用としてご活用ください。
- ▶ 確定した審査内容については、請求月の翌月1日以降にお伝えすることができます。



2. よくある請求誤り(返戻対象)

▶ 他事業所との重複

・提供記録と請求内容を比較し正しい提供時間を確認

▶ 利用者負担の誤り

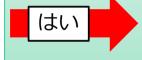
- ・受給者証を確認(負担上限月額・有効期間)
- ・上限管理事業所との調整

> 支給量オーバー

- ・受給者証を確認(支給量・有効期間)
- ・事業所間で調整

「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報(利用者負担情報)が登録されていません」

提供年月時点で有効な受給者証が交付されているか?



受給者証の交付よりも前に請求された場合上記の返戻となります。

例)共同生活援助の支給決定 更新後(10月~)の受給者証の交付 10月サービス提供分の請求

~令和5年9月30日 <u>令和5年11月15日</u> 令和5年11月10日

請求日 11月10日 受給者証交付 11月15日

10月サービス提供

※返戻となります

⇒翌月に再請求していただくことで正常に請求をお通しすることができます。



提供年月時点で有効な受給者証が交付されているか?

いいえ

支給申請(追加・更新・変更)が行えているか確認してください。

⇒支給決定がされ、受給者証(変更通知)交付後請求可能となります。



3. 「障害福祉サービス等請求の手引き」について

▶ 市ホームページ「障害福祉サービス等請求の手引き」に掲載しています。

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034659.html



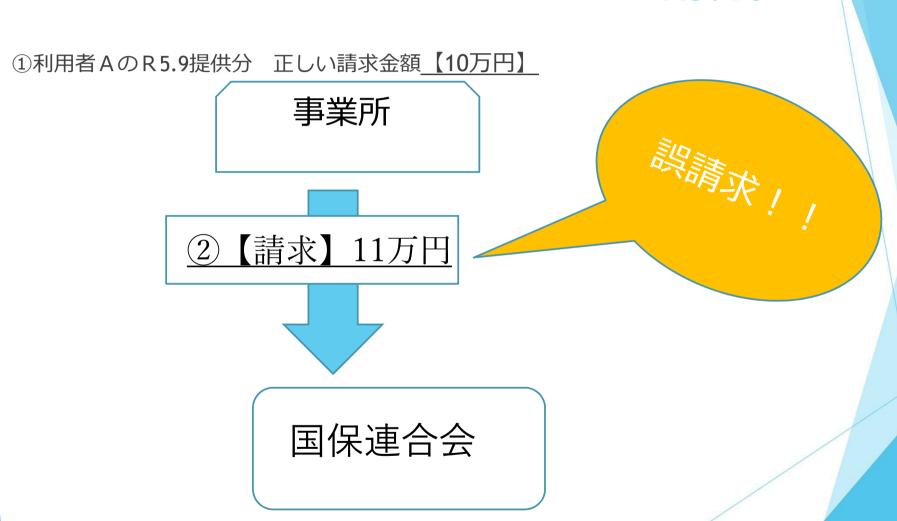
4. 障害福祉サービス過誤申立の仕組み

- ▶ ◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。 (エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。)
- ○過誤申立の手順過誤申立書を市町村へ提出(紙媒体:郵送もしくは窓口)→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送(電子請求)

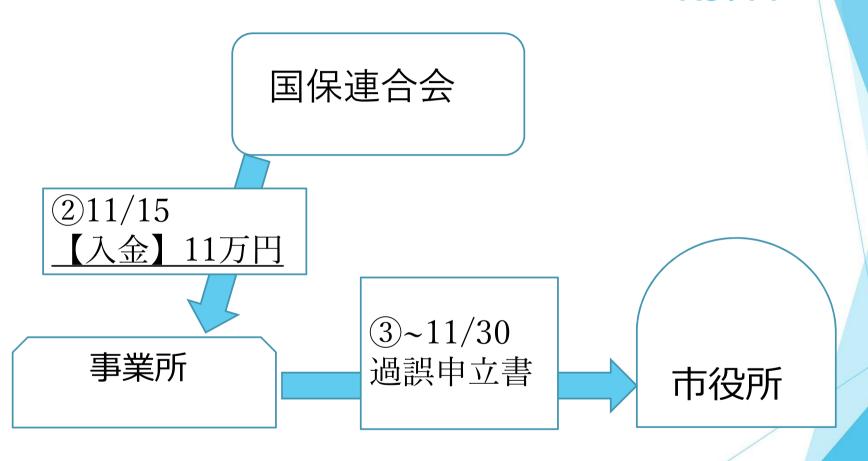
【例:減額の場合(正しい金額より、多く入金された場合)の同月過誤】

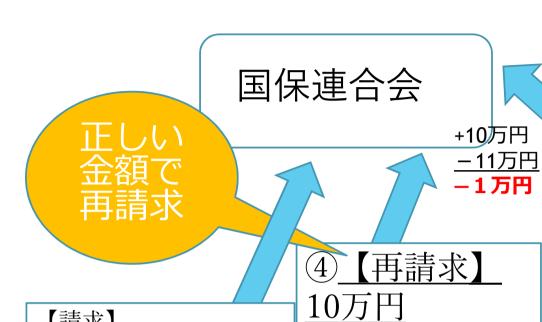
	R5.10	R5.11(月末まで)	R5.12(10日まで)	R6.1	
①9月提供分の 利用者Aの給付費 10万円:正	②国保連へ 誤って 11万円:誤 で電子請求	11/15 <u>誤った金額</u> 11万円:誤の入金 ③②(11万円)に対する過誤申立書を東大阪市へ提出 (紙媒体)	④正しい金額 10万円:正 で国保連へ電子請求 (⇒+10万円) -11万円の処理がされる	1/15 +10万円 <u>11万円</u> 1万円	
		******** R5.11提供分の事業所の 東大阪市利用者 全員分の給付費 50万円	******** 国保連へ電子請求 50万円	**** R5.11提供分 50万円 <u>49万円入金</u>	

R5.10



R5.11





R5.12~R6.1

過誤申立による マイナス11万円

【請求<u>】</u> 50万円(11月提供分)

事業所

市役所

-1万円で入金されることで精算

国保連合会

1/15 【入金】49万円

事業所

5.過誤申立書様式について

▶ 令和5年10月から、過誤申立書様式を変更いたしました。

#素所名					-	-	_			言指征)。				
選問	多种	9	11							実地推诿	実地推導による通誤			
	1 東所4	5						それ以外による通路						
							_	i		3000	0			
世高者名			-		-		_	- 1						
サービス提供年月 受給者証备号 受給者正名 ① ② 申立 (提供年月翌夕日 以陸退論中立何) 年 月 様式の 東接 原建 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 日 本 月 年 月 日 本 月 日 本 月 本 月 本 月 本 月 本 月 本 月 本 月 本 日			-		-		_							
接近の 中立 接近の 接近の 東近 接近の 東近 接近の 東近 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近	担益者名	5						l		(१४४६) अ	F. 19	再演水方:		
提供年月翌夕日 様式の 単立 様式の 単立 様式の 単立 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接近 接	サービス	提供年月	T	46	经表記	186-9				學給者正名		(D)	(2)	
東 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 日 年 月 年 月 年 月 年 月 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日				-						2.10 11 74 11		VALUE OF STREET	中立	
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月			1									種類	理由	
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	2	手 月	П	П	П	Т	П	П						
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	2	手 月		Ħ	Ħ	t	П	Н						
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	2	手 月		Ħ	Ħ	Ť	Н	Н						
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	2	手 月	\vdash	H	H	t	H	Н						
年 月 年 月 年 月 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2	1 月	H	Ħ	Ħ	t	H	Н						
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 (①取下げる様式の種類>	2	1 月	H	H	H	+	H	Н						
年 月 年 月 ② 取下げる様式の種類> ② 使動作性 原列 は 東京 は 東京 は 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2	1 月	H	H	H	+	H	Н					_	
年 月 ②使的打造・脚端等的打技馬明報書(特式第二) (原を介援、東度然而分成、即行後援、行動接 (成、放射人所、在委付後、工工分援、施設人所定 (成、成別人所、在委付後、工工分援、施設人所定 (成、成別人所、在委付後、工工分援、施設人所定 (成、成別人所で支援、信力時級大援、就 (力定等後、自立定活移動) 11 台種がり等正による事業所申立の乗越取り下げ 22 研究者は高級人間による事業所申立の乗越取り下げ 11 台種がり等正による事業所申立の乗越取り下げ 11 日種がり等正による事業所申立の乗越取り下げ 11 日種がり等正による事業所申立の乗越取り下げ	1	F FI	+	H	H	+	H	Н						
(①取下げる様式の種類> (②申立理由>.) ②機能対象部等的対象系統を(有数統 (第 を分別、 ま度対向が後、 的行後度、 行数統 (1 を を	1	£ B	H	H	H	+	H	Н			_			
(①取下げる様式の種類> (②申立理由>.) ②機能対象部等的対象系統を(有数統 (第 を分別、 ま度対向が後、 的行後度、 行数統 (1 を を	2	E B	H	H	H	╁	\vdash	Н						
●関節付資・期間等的付貨等明報書(株式第三) (第年今度、東位敦四今後、町行後後、行助接 (原 生分度、東位敦四今後、町行後後、行助接 (原 出対人所、佐養分度、生活介後、施投入所支 (成 出立身際、放力を行支後、依力等接支援、対 力定策支援、日立生活等制 11 合機所り等正による事業所申立の乗域取り下げ 22 発気素度が終済を持ち、日本・大学を表現の表現をリアげ 11 合機所り等正による事業所申立の乗域取り下げ 11 合機所り等正による事業所申立の乗域取り下げ 11 合機所り等正による事業所申立の乗域取り下げ 11 合機所り等正による事業所申立の乗域取り下げ	(TRnT	F(#Z.#¥:	t colle	*5>			<u> </u>		13	n 女理のN				
(係を介援、兼保抗団合援、即行程度、行動経 提、知銘入所、改善分復、生活介理、施放入所支 様、自立別節、似別を行支援、似別終税支援、似 勿定等支援、自立生活活動! 11 合機的リ事正はよる非常所申立の更減酷リアげ 22 最先実施設計算等可能書(毎式単三) は内性に対象が は内性に対象が 12 最先実施設計 22 最先実施設施の取り下げ	_						٦.	1						
10 様、始秋入所、後奏会様、生活分様、施投入所支 様、白立別略、飲労和行支援、飲労納税支援、就 労定署支援、自立生活活動! 00 特効による中的料理立の取り下げ 11 会機能付責・原総等化付貨等可能書(特式第三) (大門生活接触) 12 最大実施設施業所用よる実施の取り下げ 22 最大実施設施業所用よる実施の取り下げ 22 最大実施設施業所用よる実施の取り下げ							01	台機的リ東正による市合村申立の連邦顕整						
接、自立多際、飲労を行支援、飲労権党支援、就 労災者支援、自立生活活動1 11 台横がり参加による市産所申立の乗援取り下げ 立機能付款・原総等的付款等所顧書(株式英三) は共同生活接動1 は共同生活接動1	THE CONTRACTOR AND ADDRESS OF THE CO					02	様本終りによる実権取り下げ							
11 全領的社会・原総等的社会等所領書・株式第三) 32 投充実施定額裏別りによる実施の取り下げ (大門立活接動)	Section of the sectio				00	時効による方向村申立の取り下げ								
11 (大西生活侵略) 32 (大西生活侵略) 177	-							11	台機柄や寮正による事業所申立の実績取り下げ					
計画報送を提続付券請求書(株式第四) 33 上頭の終火による実権取り下げ	11							32	提供実権記録高誘りによる実機の取り下げ					
and the state of t	\$H高級終支援給付费請求書(種式等(E))					33	上間の終いによる実権取り下げ							
20 【行訴相談支援】 90 その他の事業による台帳差別	20 【計画相談支援】					90	その他の事業による台帳送銭							

1枚で10件分記載できる様式になっています。

様式のダウンロードや記載例のご確認は こちらから↓



6.重度障害者等就労支援事業について

- ▶ 令和5年10月から新規事業を開始しました。
- ▶ 下記ページをご確認いただき、ご利用の相談等ある場合、障害福祉認定給付課までご連絡ください。
- https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000036232.html

